

経営会議の内容

件 名	大和市歩く健康づくり推進条例の制定について
所 管 部	健康福祉部
日時・場所	平成30年5月29日（火）10:00 ～ 10:45 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、健康づくり推進課長
提 出 理 由	大和市歩く健康づくり推進条例を制定するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・先行して制定されている他市の条例との違いはあるか。 （所管部）他市の条例では、ハード整備を中心としたまちづくり全体を示す大きな内容として位置づけられているのに対し、本市では施策レベルの条例として、歩くことを通じた健康づくりに焦点をあてた内容としている。 ・市内の企業は、条例中の「団体等」として扱うのか。 （所管部）その通りである。「団体等」とは、自治会、市民団体等、地域組織に加えて企業も含んでおり、広く連携を図っていきいたい考えである。 ・ウォーキンピックについて、参加者数の分析はしているか。 （所管部）直近の開催において一般の部では参加者が減少しているが、これは初開催から一年を経過し、一旦参加を控えたいといった方が増加したことによるものと捉えている。反対に職場の部では、それぞれの企業内の健康づくりやチームワークの向上を意図した参加申込みがあり、想定以上の増加につながっている。 ・条例制定により、ウォーキンピック申込者数の増加も見込まれるが、物品・PR等拡大の予定はあるか。 （所管部）必要な物品は申込者の増加に合わせて増やす予定であるが、事業規模や参加機会の拡大等は、現体制の中で実施できる範囲内で適切に判断していきたい。 ・本市の健康寿命の数値は。 （所管部）本市の健康都市プログラムにおいては、平成28年の数値で、男性の健康寿命が82.98歳、平均余命が84.77歳。女性の健康寿命が85.49歳、平均余命が89.17歳となっている。なお、国の示す健康寿命等とは算定の方法や考え方が異なっており、比較の対象とはならない。 ・条例前文中には健康寿命の延伸も掲げられているが、目標値はあるか。 （所管部）目標値は特に設定していないが、健康寿命と平均余命の差が小さくなるよう努めていく考えである。 ・ウォーキングサインとは具体的にどのような内容を表示するのか。 （所管部）ウォーキングサインは、現在地から目標施設までの距離、カロリーなどを路面に表示するものである。現段階では、駅を目標施設とすることを想定している。 ・他市の条例と比較して、ポピュレーションアプローチの点では、共通した考え方でつくられる条例だと思われる。その前提であれば、条例の目的として、「一人ひとりの生涯にわたる健康の保持増進を掲げることはハードルが高い様に感じる。

	・歩くことについて、理想的な歩数など数値で示されているものはあるか。 (所管部) 健康日本 21 (第 2 次) では、目標値が掲げられており、20 歳～64 歳の男性で 9,000 歩 女性で 8,000 歩、65 歳以上の男性で 7,000 歩、女性で 6,000 歩となっている。この数値は、平成 22 年の国民健康・栄養調査結果と比較して概ね+1,500 歩を目安に示されている。 ・市内には各所に健康遊具が設置されていることから、歩くことに合わせてこれらも活用できるよう、自然と健康づくりにつながる仕掛けづくりを検討してもらいたい。 ・現在、スポーツ推進計画の改定作業を進めている。ウォーキングはスポーツとしても捉えられていることから連携を図っていきたい。 ・条例を制定することに伴い、施策のアクションプランの策定予定はあるか。 (所管部) ウォーキングの推進は、すでに健康都市プログラムの中で記載がされているところであり、別途アクションプランを策定する予定はない。 ・条例中に市民、団体等への支援とあるが、具体的にはどのような内容か。 (所管部) 健康ポイントの活用、歩くことに対しての保健師、管理栄養士のフォローなどが考えられる。事業を進める中で、市民、団体等から要望が出てくれば対応していきたい。 ・ウォーキンピックは継続的に行政主体で実施することを考えているか。 (所管部) 現在は行政主体で実施する考えであるが、将来的には企業、団体等との連携の中で支援して実施する形もあろうかと思う。 ・歩くことが習慣づけられることで、消費行動につながる側面もある。きっかけづくりは行政としても、段階を経て民間の力が加わっていくとよいと思う。 ・条例を制定することにより課題となるのは、能動的に健康づくりに取り組むことが少ない方々へのアプローチであると思うが、どのように考えているか。 (所管部) 条例の理念では、それぞれが健康状態に応じてできる範囲で歩く健康づくりに取り組んでもらうことを明記している。その意味では、保健師、管理栄養士の訪問活動の際に呼びかけをするなど、地道な活動から進めていきたいと考えている。 ・市の施策を後押しする形の条例であり、理念条例でありながら非常にわかりやすい内容であると感じる。歩くことを通じた健康づくりという条例内容は、健康都市を目指す市政の根幹にもつながり、広がりもある印象である。 ・他市の条例の成果として、医療・介護費用への影響など、把握しているものはあるか。 (所管部) 現状、明確な成果の指標として公表されているものは見当たらない。条例制定市ではないが、実証実験によって歩くことと医療費の削減の相関性がみられた事例はあると聞き及んでいるため、本市においても今後の参考としていきたい。 ・市の姿勢がはっきり現れている条例であり、これからいかに歩く環境をつくっていくかが重要である。人口密度の高い市としてまちの中を歩いてもらうなど、本市らしい取り組みを通して、市民が楽しく歩き、健康づくりにつながっていくことを期待する。 ・条例を制定したからといって、歩く健康づくりを市だけで進めていくことは実質的に難しい。指定管理者、大学、地域スポーツクラブなど外部組織ともうまく連携して歩くことによるデータを利活用するなどし、具体的な成果を導いていくことも重要である。 ・福祉部門だけで事業展開を行っても、市民全体へ条例の理念を広げていくことは困難である。条例をつくるからには、たとえば生活習慣病予備群の方々に対してはたらきかけることも必要である。市民経済部の企業活動振興条例において奨励した健康企業にアプローチするなど、進め方も考えてもらいたい。
会議結果	案のとおり、進めていく。